

由布市朴木サテライトオフィス入居事業者募集要領

1. 目的

本要領は、由布市で働く場の確保や新たな人の交流を育むために企業を誘致し、地域の活性化を図るために設置した「由布市朴木サテライトオフィス」に入居する事業者の募集に関する事項をまとめたものである。

2. サテライトオフィス概要

- (1) 名称：由布市朴木サテライトオフィス
- (2) 住所：大分県由布市挾間町朴木729
- (3) 構造：木造 平屋建て
- (4) 募集する部屋の面積：事務所① 約53㎡ 事務所② 約53㎡
- (5) 設備：共用トイレ
- (6) 金額：事務所①②ともに、月額30,000円（定額）を由布市に納付
上水道料金、浄化槽維持管理料、電気料等の諸経費については、実費負担 諸経費（月10,000円程度）の支払い方法については、現地管理者の定めるところによる
事務所運営に係るその他経費については、すべて入居者が負担することとする

3. 応募者の資格要件

サテライトオフィスの入居を受けることができる者（以下「事業者」という。）は、次のこの要件をすべて満たす者とする。

- (1) 申請時において、県内で事業を営んでいる事業者であること。
- (2) 朴木サテライトオフィスに入居した場合、事業活動を3年以上行うこと。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び由布市暴力団排除条例（平成23年条例第1号）第2条に規定する暴力団及びそれらに利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業の許可又は届出を要する事業を行わないものであること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請していない者であること。
- (7) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行わないものであること。
- (8) 近隣住民や地域社会、既存入居者との協調に努め、騒音や振動、公害などにより周囲に悪影響を及ぼさないこと。
- (9) 施設の維持管理等については、既入居事業者等（朴木小学校連絡協議会/現地管理者）の定めに従うこと。
- (10) 月1回程度の施設利用者間の会議への参加およびオフィス維持のための共同作業（掃除・草刈等）、地域自治会との協働事業に参加するよう努めること。
- (11) 申請に関して、不正な行為がないこと。
- (12) 新たに発生する雇用については、率先して由布市民の雇用を図ること。

スケジュール

募集期間等の日程は、以下のとおりとする。

- (1) 公募内容の公表（市ホームページ） **随時募集**
- (2) 申請書の提出期限 **随時受付**
- (3) 審査 **申請後1ヶ月以内**
- (4) 審査結果の通知 **申請後1ヶ月以内**
- (5) 入居 **結果通知後可能な日から**

4. 提出資料

入居申請に際し、提出する資料は次のとおりとし、各種様式は由布市ホームページにて掲載する。

各種様式

入居認定申請書（様式第1号）

会社概要（様式第2号）

利活用計画書（様式第3号）※任意様式

誓約書（様式第4号）

及び 会社パンフレット・※任意様式での利活用計画書

※会社概要の資料として、登記事項証明書及び納税証明書を添付してください。

5. 質問の受付及び回答

内容等について不明な点がある場合は、電子メールにて問い合わせること。電話や窓口訪問による口頭での対応は行わない。

- (1) 質問期限 **随時受付**
- (2) 由布市総合政策課あて電子メール

E-mail: seisaku@city.yufu.lg.jp

※メールにて提出した際は電話にて受信確認を必ず行うこと。

- (3) 質問に対する回答

- ① **質問者に対し、随時メールにて回答**
- ② その他市のHPにて全質問及び回答内容を公表することもある。

6. 入居申請

サテライトオフィスの入居を申請する事業者は、下記の通り入居認定申請書等（様式第1号～第4号）の書類を提出期限までに提出すること。

- ①申請期間 **随時受付**
- ②申請書類 第5条に記載のとおり
- ③提出方法 持参又は郵送
- ④提出場所 下記参照

※原則1事業者1部屋の申請だが、1事業者で2部屋の入居申請をしたい場合は、理由書を提出すること。

2 市長は、前項の規定による入居認定申請書の提出があったときは、その内容を事務局及び既

存入居者等と審査の上、適当と認める場合は認定の決定を行い、入居事業者に対して由布市サテライトオフィス入居認定書により通知するものとする。非認定の場合は非認定通知書により通知するものとする。

3 入居認定された場合は、市長と入居事業者とで別途契約書を締結するものとする。

7. 入居後の土地建物の改修等

前条の規定による認定の通知を受けた入居事業者は、改修を行わなければ事業継続が困難になる等、やむを得ずサテライトオフィスの改修を行いたい場合は、速やかに由布市サテライトオフィス改修等認定申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による改修等認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認める場合は改修等認定・非認定の決定を行い、入居事業者に対して由布市サテライトオフィス改修等認定・非認定通知書（様式第5号）により通知するものとする。なお、改修に要する費用は全て、入居事業者が負担するものとする。

3 退去する場合、改修した箇所は原則元の状態に戻すこととする。なお、その費用についても入居事業者が負担するものとする。ただし、市長が元の状態に戻す必要がないと認めた場合はその限りでない。

8. 認定の取り消し

市長は、入居事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第2項の認定又は前条第2項の改修等認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定又は改修等認定を受けたとき。
- (2) 認定を受けた事業者が、他の事業者に貸し付けたとき。
- (3) 改修等認定手続によることなく、由布市サテライトオフィスの改修等の内容を変更したとき。
- (4) その他この要綱に違反する事実があったとき。

2 市長は、前項により認定又は改修等認定を取り消したときは、書面により速やかに通知するものとする。

9. その他

- (1) 提出されたすべての書類・資料の返却はしないものとする。
- (2) 入居者選定に関する審査評価内容及び経過等については一切公表しない。

10. 資料提出、問い合わせ先

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地 由布市役所 本庁舎 本館2階

総合政策課（担当：渡邊、古長）

TEL：097-582-1111 FAX：097-582-3971 Email：seisaku@city.yufu.lg.jp

受付時間：平日の9時から12時、13時から17時まで（土日祝日を除く）とする。